



「食の安全・市民ホットライン」

代表 神山美智子 様

健康食品販売事業者への指導・監督及び健康食品の宣
伝・広告の規制強化に関する要請書について

2010年12月14日及び同18日付けで頂いた食品安全委
員会委員長あての要請書について回答いたします。

景品表示法は消費者庁が、薬事法は厚生労働省が所管しており、
同法に違反した事業者に対する指導等については、それぞれ消費
者庁及び厚生労働省が対応することとなります。また、健康食品
の表示のあり方については、消費者委員会及び消費者庁で検討さ
れていると聞いています。

食品安全委員会としては、必要に応じて各省庁に科学的知見等
の情報を提供するとともに、食品の安全性に関する国民の皆様へ
の情報提供や意見交換に当たっては、関係省庁とも連携して取り
組んでまいります。

平成23年1月7日

食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官

新本 英二